

令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（身体障がい者相談員活動強化事業等）実施要項

この要項は、令和4年度（2022年度）において、障がい者社会参加総合推進事業（身体障がい者相談員活動強化事業等）（以下、「本事業」という。）を実施するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第1条 本事業の名称は、「令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（身体障がい者相談員活動強化事業等）」とする。

（事業目的）

第2条 本事業は、ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、自己表現、自己実現及び社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障がいのある人に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進することを目的とする。

（事業内容）

第3条 事業内容は次のとおりとし、その具体的内容は別記1 令和4年度（2022年度）障がい者社会参加総合推進事業（身体障がい者相談員活動強化事業等）仕様書に定める。

- (1) 身体障がい者相談員活動強化事業
- (2) 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業
- (3) オストメイト社会適応訓練事業
- (4) 音声機能障がい者発声訓練事業
- (5) 熊本県障がい者社会参加推進センター運営事業

（個人情報の取り扱い）

第4条 事業の実施に伴い取り扱う個人情報については、別記2 個人情報取扱特記事項を遵守することとする。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

別記1 令和4年度(2022年度)障がい者社会参加総合推進事業(身体障がい者相談員活動強化事業等)仕様書

1 身体障がい者相談員活動強化事業

(1) 事業内容

身体障がい者相談員等が障がい者の人権や財産に対する侵害事案等の早期発見と関係機関等への情報提供を行うことができるよう、また、日常的相談援助活動のためのネットワークを形成するなど、地域で生活している障がい者を支援することができるよう、具体的な事例を用いた研修を行い、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

(2) 研修対象者

身体障がい者相談員 等

(3) 研修内容

ア 人権関係

(ア) 障がいをめぐる現状

(イ) 障がい者保健福祉行政の内容

(ウ) 相談事例の学習

a 生命、身体危害に関する相談

b 財産侵害、財産管理、相続に関する相談

c 金融、消費、雇用、契約等に関する相談

d 知人、隣人、親族、家族等における人権に関する相談

e 職場、病院等における人権に関する相談

(エ) 面接相談方法

(オ) 人権問題への対処方法

a 関係機関について

b ネットワークの形成について

イ 生活支援関係

(ア) 福祉相談

(イ) 健康相談

(ウ) 職業相談

(エ) 教育相談

(オ) 結婚相談

(カ) 家事相談

(キ) 育児相談

(ク) その他日常生活上の相談

(4) 研修の回数及び地域

県下を4ブロックに分けたブロック別研修会を1回以上実施する。

なお、複数ブロックを合同で実施できるものとする。

(5) 留意事項

本事業は、相談員一人一人の資質向上を目指す一般的な研修ではなく、地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行うためのネットワークを形成することなどを具体化するための研修であるので、研修会の開催にあたっては、その目的を明確にし、真に必要にして十分な相談援助技術及び相談能力の研鑽が行われるよう、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。

2 音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業

(1) 事業内容

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者に対する発声訓練に携わる指導者を養成する。

(2) 実施方法等

ア 対象者

音声機能障がい者の発声訓練指導に理解と熱意を有する者とする。

イ 養成内容

おおむね次のような講習を行う。

- (ア) 発声法の理論及び指導実習
- (イ) 喉頭摘出者の健康管理
- (ウ) その他発声訓練指導に必要な事項

ウ 留意事項

事業受託者はこの事業の対象者を他の喉頭摘出団体等が行う発声訓練指導者養成の事業に参加させることにより実施する。

(3) 研修の人数及び回数

指導者養成のため研修会に3名以上の派遣を1回以上行う。

3 オストメイト社会適応訓練事業

(1) 事業内容

ストマ用具装着者（人工肛門・膀胱造設者）に対して日常生活上必要とされる諸能力について、訓練指導を行う。

(2) 講習内容

おおむね次のような内容の講習を行う。

ア ストマ用装具に関する講習、研修等

- (ア) ストマ用装具についての正しい知識の付与
- (イ) 不適合の装具等に起因するビラン等の処置
- (ウ) 装具の取り替え等使用方法

イ 社会生活上の基本的事項に関する講習等

- (ア) 食事、入浴方法等に関すること

- (イ) 就学、就労及び職場生活に関すること
- (ウ) 余暇利用に関すること
- (エ) 夫婦生活及び出産育児に関すること
- (オ) その他社会生活に関して必要なこと

ウ 講習の回数

県下を7地区に分けた交流会等を各1回以上実施する。

なお、複数地区を合同で実施できるものとする。

(3) 留意事項

ア この事業の講習等はきわめて特別な内容と方法を必要とするものであるので、講師等の選任にあたっては、専門の医師又はオストメイト等の中から、この事業の推進に理解と熱意のある者に依頼して実施すること。

イ 社会復帰への意欲を促進させるよう配慮するとともに、講習会等の期間は、比較的短期間とし、実効をあげるよう講習方法等に留意すること。

4 音声機能障がい者発声訓練事業

(1) 事業内容

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者に対し発声訓練を行う。

(2) 実施方法等

ア 発声訓練

(ア) 対象者

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者であって、発声能力の回復が見込まれる者とする。

(イ) 訓練内容

講習会等の方法により、概ね次の内容について日常生活における会話を可能とする程度を目標として行う。

a 食道発声訓練

b 人工喉頭又は電気発声器による発声訓練

c その他喉頭を摘出した者が日常生活及び社会生活上必要とする事項

(ウ) 実施回数

年間40回以上1回2時間を基本として実施する。

(エ) 留意事項

事業受託者は、この事業の対象となる喉頭摘出者のほとんどが中高年層であることに配慮し、社会参加への意欲を失わさないよう対象者の早期把握に努め、発声訓練の期間もいたずらに長期にわたることなく、短期間に実効をあげるよう努めること。

また、この事業の講習は、極めて専門的な内容と方法を必要とすることから、講師は専門の医師、発声訓練指導法を修得した者等から選定すること。

5 熊本県障がい者社会参加推進センター運営事業

(1) 事業内容

障がいの有無にかかわらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障がい者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進するため、次の事業を行う。

ア 地域生活支援事業等の受託実施

イ 熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）の実施

（ア）電話及び来所相談者への対応に関すること。

（イ）相談に係る資料の整理に関すること。

（ウ）窓口相談員の任免に関すること。

（エ）相談員の資質向上に係る研修等の実施に関すること。

（オ）事業の周知に係る広報に関すること。

（カ）事業の実施状況報告に関すること。

ウ 地域生活支援事業の受託実施に必要な情報の収集、分析及び提供

エ 地域生活支援事業の受託実施に関する評価・調査研究

オ 市町村地域生活支援事業に対する協力

カ 障がい者社会参加推進関係団体に対する指導・援助

キ 障がい者の結婚に関する相談事業

ク ガイドセンター設置事業

ケ その他障がい者の社会参加推進のために必要なこと

(2) 事業の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能に障がいがある者

(3) 留意事項

ア 熊本県障がい者社会参加推進センター運営事業の実施にあたり、各身体障がい者関係団体、知的障がい者関係団体及び精神障がい者関係団体等の要望が適切に反映されるよう配慮すること。

イ 中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。

(4) その他

熊本県障がい者人権権利擁護相談事業（障がい者110番事業）については、次により実施する。

ア 相談対象者

相談対象者は、県内に居住し、又は関係する身体障がい者、知的障がい者、または精神障がい者、その他の心身の機能に障がいがある者及び家族等関係者であって、人権及び権利の擁護に関する助言等が必要な者とする。

イ 相談内容

（ア）生命、身体に関する危害

（イ）財産に対する侵害

- (ウ) 相続関係
- (エ) 金融、消費、契約関係
- (オ) 雇用、勤務条件関係
- (カ) 職場、施設での人権関係
- (キ) 隣人、知人との人権関係
- (ク) 家族、親族との人権関係
- (ケ) その他障がい者の人権及び権利の擁護に関するもの

ウ 相談受付開始期日

相談受付の開始期日は、令和4年（2022年）4月1日とする。

エ 相談場所及び相談時間は、下表のとおりとし、下表以外の時間帯は、留守番電話及びFAXで対応するものとする。

曜日（ただし、休日及び年末年始の休日を除く。）	受付時間	受付場所
月・水・金	午後1時～午後5時	社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会

オ 相談員については、窓口相談員を設け、必要に応じて専門相談機関の相談員と連携を取る。

(ア) 窓口相談員

相談窓口勤務し、電話及び来所者の相談に応じる。

(イ) 専門相談機関の相談員

相談に際し、連携を図る専門相談機関の相談員は、以下のとおりとする。

- a 弁護士
- b 医師
- c 保健師
- d ソーシャルワーカー
- e 人権擁護委員
- f 熊本地方法務局職員
- g 熊本県教育委員会職員
- h 熊本労働局職員
- i 県労働行政職員
- j 県障がい者行政職員

等

カ 相談支援体制の整備

相談支援体制は、窓口相談員を配置して相談に応じるとともに、その内容に応じて専門相談機関の相談員等の協力を得て、支援できる体制を整え、必要が生じた場合には、相談チームを編成し訪問等により相談にあたるものとする。

なお、オの（イ）に掲げる専門相談機関の相談員に関しては、年度当初に一覧を作成し、県に報告するものとする。

キ 相談記録

相談及び対応内容等については、相談受付票、対応票及び業務日誌に記録し、保存しなければならない。

ク 業務報告

相談件数等の毎月の実績については、別紙1により翌月10日までに、四半期毎の実績については、別紙2により四半期終了月の翌月10日までに、年度の実績については、別紙3により令和5年（2023年）3月31日までに県に報告するものとする。

ケ 留意事項

事業実施に当たって、次の点に留意すること。

- （ア）相談対応に当たっては、丁寧、誠実な対応を心がけ、相談しやすい雰囲気づくりに努めること。
- （イ）相談に対して、迅速に対処すること。
- （ウ）相談内容に、重大な人権侵害が認められる場合には、特に速やかに県へ報告すること。
- （エ）個人の人権を尊重し、その身上及び家庭に関して知り得た秘密を守ること。
- （オ）窓口相談員には、専門的知識及び技能を習得した者を採用すること。
- （カ）窓口相談員の資質向上に当たっては、資質向上に有効な書籍やビデオライブラリー等の教材を有効活用すること。また、事業に支障のない範囲で、関連する研修等に積極的に参加させ、必要に応じて実地視察を行うこと。
- （キ）家庭訪問等を行う必要がある場合は、原則として2人以上の相談員で訪問すること。
- （ク）必要に応じて、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、点訳奉仕員等の協力を得ながら相談に対応すること。
- （ケ）知的障がい者及び精神障がい者等で、適切に相談内容を伝達できないか、又は意思表示できない者については、できる限り相談者の同意を得たうえで、保護者、家族、介護者等で適当と思われる者（以下「保護者等」という。）の協力を得て、相談内容を確認し、対応するものとする。
- （コ）知的障がい者、精神障がい者等で、相談員の助言等を理解できない者への対応については、できる限り相談者の同意を得たうえで、保護者等の協力を得て、助言等を行うものとする。
- （サ）当事業についてホームページ掲載等の方法で周知に努めること。
- （シ）精神障がい者からの相談のうち、退院請求及び病院の処遇改善請求に関する相談等、精神医療審査会に関する相談については、精神医療審査会への取次ぎのみを行うものとする。

(別紙2)

四 半 期 業 務 報 告 書

(第 四半期) 令和 年 (年) 月～令和 (年) 年 月

月	障がい種別	相 談 者	性別年齢構成				相 談 種 別	うち他機 関紹介	
				男	女	不明			
月 (件)	身 体 件	本人 人				生命、身体	件	件	
	知 的 件	家族 人	20未			財産、相続	件	件	
	精 神 件	施設職員 人	20代			金融、消費、契約	件	件	
	不 明 件	その他 人	30代			雇用、勤務	件	件	
	重 複 件		40代			職場、施設関係	件	件	
	そ の 他 件		50代			家族、隣人、知人関係	件	件	
			60以上			その他人権関係	件	件	
			不明			人権権利擁護と関係なし	件	件	
	計 人	計	件			計	件		
月 (件)	身 体 件	本人 人		男	女	不明	生命、身体	件	件
	知 的 件	家族 人	20未				財産、相続	件	件
	精 神 件	施設職員 人	20代				金融、消費、契約	件	件
	不 明 件	その他 人	30代				雇用、勤務	件	件
	重 複 件		40代				職場、施設関係	件	件
	そ の 他 件		50代				家族、隣人、知人関係	件	件
			60以上				その他人権関係	件	件
			不明				人権権利擁護と関係なし	件	件
	計 人	計	件			計	件		
月 (件)	身 体 件	本人 人		男	女	不明	生命、身体	件	件
	知 的 件	家族 人	20未				財産、相続	件	件
	精 神 件	施設職員 人	20代				金融、消費、契約	件	件
	不 明 件	その他 人	30代				雇用、勤務	件	件
	重 複 件		40代				職場、施設関係	件	件
	そ の 他 件		50代				家族、隣人、知人関係	件	件
			60以上				その他人権関係	件	件
			不明				人権権利擁護と関係なし	件	件
	計 人	計	件			計	件		

(別紙3)

令和 年度 (年度) 業 務 報 告 書

障がい種別	相談者	性別年齢構成				相談種別	うち他機関紹介
		本人	家族	施設職員	その他		
身体 件	本人 人					生命、身体 件	件
知的 件	家族 人	20未				財産、相続 件	件
精神 件	施設職員 人	20代				金融、消費、契約 件	件
不明 件	その他 人	30代				雇用、勤務 件	件
重複 件		40代				職場、施設関係 件	件
その他 件		50代				家族、隣人、知人関係 件	件
		60以上				その他人権関係 件	件
		不明				人権権利擁護と関係なし 件	件
計 件	計 人					計 件	
(専門機関相談員対応件数)							
①弁護士		件				⑥熊本地方務局職員	件
②医師		件				⑦熊本県教育委員会職員	件
③保健師		件				⑧熊本労働局職員	件
④ソーシャルワーカー		件				⑨県労働行政職員	件
⑤人権擁護委員		件				⑩県障がい者行政職員	件
(窓口相談員研修会等参加状況)							

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託団体は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託団体は、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受託団体は、委託業務を行うために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託団体は、委託業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受託団体は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ熊本県の承諾を得なければならない。

(従事者の特定等)

第6 受託団体は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7 受託団体は、熊本県の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務に関して知ることのできた個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託団体は、委託業務を処理するために熊本県から引き渡された個人情報が記録された資料等を、熊本県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 受託団体は、委託業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、熊本県が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

受託団体は、熊本県の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、熊本県が受託団体に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10 受託団体は、委託業務を処理するために熊本県から引き渡され、又は受託団体自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料、電子媒体等は、委託業務完了後直ちに熊本県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、熊本県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第11 受託団体は、委託業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、委託業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、この契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県第66号）第44条又は第45条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第12 熊本県は、受託団体が委託業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託団体に対して必要な指示を行い、又はこの特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第13 熊本県は、必要があると認めるときは、受託団体が委託業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14 受託団体は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに熊本県に報告し、熊本県の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 熊本県は、受託団体がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。